

平成31年度 償却資産申告の手引き

茨城県那珂市

市税につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は土地や家屋のほか事業用に所有している償却資産についても課税の対象となります。地方税法第383条の規定により、**市内に償却資産を所有されている方（事業用として他のものに貸し付けしているものを含む。）**は、毎年1月1日現在の所有状況を申告して頂くこととなっております。この手引きを参考に、申告書を作成のうえ提出してください。

償却資産の申告方法

			提出書類
前年度に引き続いて申告される方	資産に増減のある場合	申告書と種類別明細書をもとに平成30年1月2日から平成31年1月1日までの増加資産(申告漏れを含む)と減少資産を記入し提出してください。	申告書類と種類別明細書
	資産に増減がない場合	申告書の備考欄に「 前年度増減なし 」と記入し提出してください。	
	廃業・解散・転出等された場合	申告書の備考欄に、その内容及び異動年月日等を記入して提出してください。	申告書のみ
初めて申告される方	資産のある場合	平成31年1月1日現在に所有されている資産の全部を記入し提出してください。	申告書と全資産の種類別明細書
	資産のない場合	申告書の備考欄に「 該当資産なし 」と記入し提出してください。	申告書のみ

※那珂市では、平成25年8月26日よりeLTAX（エルタックス）のサービスを実施しております。

eLTAX（エルタックス）を利用して償却資産の電子申告ができます。詳しくは、eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

申告の注意点等について

- 現在貴事業所にて使用されている資産が自己所有でなく、リース資産の場合は、貴事業所に対して固定資産税は課税されませんが、申告書の「15・借用資産」の欄の「有」に○をつけ、右の「貸主の名称等」欄にリース会社名を明記して返送してください。

- 資産内容がすべてリース資産となる場合には、備考欄に「**全てリース資産を使用のため該当資産なし**」の例により、理由を明示して記入の上、申告書のみを提出してください。
- 昨年中に資産を那珂市より他の市町村に移動された場合は、その移動した資産については当市においては「減少」扱いとなりますので、種類別明細書（減少資産用）に記入し、「減少の事由及び区分」欄については「3・移動」に○をつけてください。この場合は、移動した先の市町村で新たに申告が必要となります。
- 1月1日現在、一時的に使用・稼働していない資産（遊休資産・未稼働資産）や、簿外資産、償却済資産についても、その資産が事業に使用する目的で所有され、かつ、事業に使用できる状態であれば課税対象となり、申告が必要です。ただし、現在使用されていない資産で、将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるもの、及び将来においても使用できないことが客観的に明確であるものは、課税対象とはなりません。
- 廃業、解散等の場合でも整理の都合上、申告書の備考欄(右下)に、「事業所廃止により全資産処分(売却)」等の例により、理由を明示して記入し、申告してください。
また、事業所名(商号)変更、合併、移転などがあつた際も同様に記入してください。
この記載がない場合には、前年度と同じデータで課税されることがありますのでご注意ください。
- 種類別明細書につきましては、コンピューター入力に用いるため、別紙記入例を参照のうえ丁寧に記入をお願いします。
- 用紙が不足した場合、または書き損じた場合は、新しい用紙を差し上げますので、下記までお申し出ください。
- プリンターで打ち出された「種類別明細書」が同封されていますが、この明細書は現在、那珂市に登録されている資産を示したものです。各自確認の上、貴事業所にて保管してください。**(返送の必要はありません。)**
- 期限内に申告をされない場合、その他申告について確認すべき事情があるときには、地方税法第353条の規定により、調査にお伺いする場合がありますのでご承知おきください。
- マイナンバー法の施行に伴い、平成28年度より「償却資産申告書」の記入欄に「3 個人番号又は法人番号」の欄が追加されましたので、12桁の個人番号(マイナンバー)または13桁の法人番号を記入してください。
- その他申告等において不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

★提出期限

法定の提出期限は1月31日(木)ですが、事務処理の都合上、平成31年1月18日(金)までに出すしてくださいよう願ひいたします。

★提出先と問い合わせ先

那珂市役所 総務部税務課資産税グループ

〒311-0192

茨城県那珂市福田1819番地5

電話：029-298-1111 (内線164・163)

償却資産のあらまし

1. 固定資産税における償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産でその減価償却額又は減価償却費が法人税又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。ただし、取得価格が少額である資産、その他政令で定める資産は償却資産から除きます。

(地方税法第 341 条第 4 号)

2. 申告が必要な資産

平成 31 年 1 月 1 日現在において、事業の用に供することができる資産。

- (1) 土地及び家屋以外の事業に使用する事ができる有形固定資産。
- (2) 減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの。(税務署への所得税等の申告・青色申告などで減価償却費として申告しているもの)
- (3) 遊休未稼働であっても事業に使用できる状態にある資産。
- (4) 簿外資産、償却済資産で現に事業に使用している資産。
- (5) 建設仮勘定として経理されている資産でその一部が 1 月 1 日までに完成し事業に使用している資産。
- (6) 使用可能な期間が 1 年未満又は取得価格が 20 万円未満であっても、個別に減価償却を行っているもの。
- (7) 耐用年数が経過した資産であっても、平成 31 年 1 月 1 日現在、事業の用に供することができるもの。
- (8) 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの。
(中小企業者の 30 万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産)
- (9) 資本的支出としての改良費(本体部分と改良部分は分離して申告)。
- (10) リース期間満了後無償譲渡されている資産。
- (12) 建物附属設備で償却資産に該当するもの。

3. 申告の必要がない資産

- (1) 取得価格が 20 万円未満の償却資産で、税務会計上 3 年間で一括償却しているもの。
- (2) 耐用年数が 1 年未満又は取得価格が 10 万円未満の償却資産で、一時に損金算入されたもの。
- (3) リース資産で取得価額が 20 万円未満のもの。
- (4) 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの。
- (5) 建物、建物附属設備のうち家屋の対象となっているもの。
- (6) 無形固定資産(ソフトウェア、特許権等)

4. 非課税となる資産

非課税となる資産は地方税法第348条に規定されています。

使用条項 (地方税法第348条)	該当資産	備考
第2項第3号	宗教法人が本来の用に供する境内建物及び境内地	定款、法人登記簿謄本等
第2項第9号	学校法人等が設置する直接保育又は教育の用に供する資産 公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人の幼稚園で直接保育の用に供する資産	定款、許可書等
第2項第9号の2	公的医療機関の開設者、医療法人、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会等が設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者養成所において直接教育の用に供する資産	
第2項第10号	社会福祉法人が生活保護法第38条第1項の保護施設の用に供する資産。	定款、法人登記簿謄本等
第2項第10号の2～7	社会福祉法人が事業の用に供する固定資産 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模保育事業の用に供する固定資産 ・児童福祉施設（児童福祉法第7条第1項） ・認定こども園（学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項） ・老人福祉施設（老人福祉法第5条の3） ・障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項） ・包括的支援事業（介護保険法第115条の47第1項） ・上記の他に社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業） 	

※この表は抜粋です。これ以外でも非課税に該当する資産がある場合は申告してください。

5. 申告して頂くかた

平成31年1月1日現在、那珂市内に事業用の償却資産を所有する法人または個人のかたです。

※資産の増減がない場合や解散、廃業、移転等の異動があった場合も、その旨の申告が必要です。

償却資産の種類と具体例

償却資産の対象となる主な資産は次のとおりです。

資産の種類		具体例	
1種	構築物	土地に定着しない簡易な建物、周壁等で外界遮断されない建物	プレハブの簡易事務所・物置、テント倉庫、カーポート、自動車置場、資材・こみ置場等
		土地に定着した土木設備	門、塀、塗装路面、煙突、広告塔、打込井戸、庭園、緑化施設等の外構工事、看板等
		建物附属設備	建物から独立した設備等（家屋に含めて評価されるものは除く）、受・変電設備、屋外配管設備、屋外排水設備、簡易間仕切等 建物の所有者以外の方（テナント）が施工した設備、店舗内造作設備、証明設備、給排水衛生設備、ガス設備等

2種	機械及び装置	加工機械、製造機械、冷凍・冷蔵設備、紡績設備、工作機械、木工機械（製材業用設備）、印刷設備、化学薬品製造設備、建設工業機械、ホテル・旅館設備、クリーニング設備、その他機械・装置の設備
3種	船舶	砂利採取船、モーターボート、漁船、ヨット等
4種	航空機	ヘリコプター、飛行機等
5種	車両及び運搬具	運搬用台車、大型トラクター、フォークリフト、キャタピラを有する大型特殊自動車等
6種	工具器具及び備品	机、いす、応接セット、ロッカー、ワープロ、パソコン、計算機、棚、音響機器、冷暖房設備（家屋と一体となっていないものに限る）、じゅうたん、座布団、室内装飾品、通信設備、時計、カメラ、映写機、看板（土地に定着していないもの）、金庫、レントゲン、貸衣装、自動販売機、焼却炉、パチンコ台等の遊具、貸し植木等

償却資産と家屋との区分

固定資産税における取扱いでは、「家屋の所有者が所有する、家屋と構造上一体となって家屋の効用を高める建物附属設備（電気設備、ガス設備、給水設備等）については、家屋の一部として課税されます。

しかし、「家屋から独立した機器、独立した機器としての性格が強いもの」、「特定の生産又は業務用に供されるもの」、「単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの」は償却資産として課税されます。

なお、貸しビル・貸店舗等を借り受けて事業をされている方（借借人）が、自らの事業用に供するために取り付けた建物附属設備については、家屋として課税すべき附属設備（みなし償却資産）も含めて、借借人の方に償却資産として固定資産税が課税されます。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等含む）	—
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置、器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置、器具類	—
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	—
火災通報装置	屋外の装置（配線を含む）	屋内の装置（配線を含む）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンター
中央監視制御装置	制御装置（配線含む）	—
避雷設備、換気設備、衛生設備	特定の生産又は業務用の換気設備	設備一式

し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体になっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備・給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む）、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	顧客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	ベルトコンベア	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの
その他	ブラインド、カーテン、LAN配線	－

課税標準、免税点、税率等

1. 課税標準

賦課期日（1月1日）現在における評価額が課税標準となります。ただし、課税標準の特例の適用がある場合には、特例率を乗じた後の額が課税標準額となります。

2. 免税点

課税標準額の合計が150万円未満の場合には、課税されません。

3. 税率

100分の1.4です。

4. 税額

課税標準額×税率（1.4%）が税額となります。

5. 納期

年税額は4回の納期（4月、7月、12月、翌年2月）

6. 取得価額における消費税の取扱い

償却資産の取得価額は、原則として法人税又は所得税の取扱いに準じます。税込経理方式の場合は税込価額、税抜経理方式の場合は税抜価額を申告してください。

評価額の算出方法

1. 基準評価額（半年償却法）

初年度において、前年の7月に当該資産を取得したものとみなし、償却計算を行う方法。

評価額の算定においては、残存価格は取得価格の5%、減価償却率は旧定率法となり、従前と変わりません。

(計算方法)

初年度 取得価額 × (1 - 減価率 / 2)

次年度 前年度評価額 × (1 - 減価率)

計算例 平成30年5月業務用洗濯機（耐用年数13年）を50万円で取得。

初年度 (取得価格 500,000 円) × { 前年中取得の減価残存率 (1 - 0.162 / 2) }
= 評価額 459,500 円

次年度 (前年度の評価額 459,500 円) × { 前年前取得の減価残存率 (1 - 0.162) }
= 評価額 385,061 円

2. 減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
2	0.684	0.658	0.316	9	0.226	0.887	0.774	16	0.134	0.933	0.866	23	0.095	0.952	0.905
3	0.536	0.732	0.464	10	0.206	0.897	0.794	17	0.127	0.936	0.873	24	0.092	0.954	0.908
4	0.438	0.781	0.562	11	0.189	0.905	0.811	18	0.120	0.940	0.880	25	0.088	0.956	0.912
5	0.369	0.815	0.631	12	0.175	0.912	0.825	19	0.114	0.943	0.886	26	0.085	0.957	0.915
6	0.319	0.840	0.681	13	0.162	0.919	0.838	20	0.109	0.945	0.891	27	0.082	0.959	0.918
7	0.280	0.860	0.720	14	0.152	0.924	0.848	21	0.104	0.948	0.896	28	0.079	0.960	0.921
8	0.250	0.875	0.750	15	0.142	0.929	0.858	22	0.099	0.950	0.901	29	0.076	0.962	0.924

耐用年数について

耐用年数は耐用年数省令別表第1、第2、第5、及び第6に掲げる年数を主に適用しますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- (1) 中古見積耐用年数 耐用年数省令第3条の規定により見積もった耐用年数
- (2) 短縮耐用年数 耐用年数の短縮について国税局長の承認を受けた時の耐用年数

◎機械及び装置

設備の種類	耐用年数
食料品製造業用設備	10
繊維工業用設備	
炭素繊維製造設備	3
黒鉛化炉	7
その他の設備	7
木材又は木製品（家具を除く）製造業用設備	8
家具又は装備品製造業用設備	11
パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12
印刷業又は印刷関連業用設備	
デジタル印刷システム設備	4
製本業用設備	7
石油製品又は石炭製品製造業用設備	7
窯業又は土石製品製造業用設備	9

設備の種類	耐用年数
金属製品製造業用設備	6
金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備	
その他の設備	10
はん用機械器具製造業用設備	12
生産用機械器具製造業用設備	
金属加工機械製造設備	9
その他の設備	12
業務用機械器具製造業用設備	7
総合工事業用設備	6
運輸に附帯するサービス業用設備	10
飲食料品卸売業用設備	10
宿泊業用設備	10
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
自動車整備業用設備	15

◎構築物

種類	細目	耐用年数
広告用	金属造のもの	20
	その他のもの	10
緑化設備及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く）	20
舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、レンガ敷、石敷	15
	アスファルト敷、木レンガ敷	10
	ビチューマルス敷	3
へい	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	金属造	10
打込み井戸		10

◎建物附属設備等

種類	細目	耐用年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
	その他のもの	15
給排水・衛生・ガス設備		15
アーケード	主として金属製のもの	15
	その他のもの	8
店用簡易設備・簡易間仕切		3
簡易建物（仮設のもの）		7

◎車両及び運搬具

フォークリフト（小型特殊自動車を除く）	4
---------------------	---

◎工具・器具及び備品

種類	細目	耐用年数
工具	測定工具、検査工具	5
	治具、取付工具	3
	金型	2
	切削工具	2
家具 電気機器 ガス機器 及び 家庭用品	事務机、椅子、キャビネット	
	主として金属製のもの	1.5
	その他のもの	8
	応接セット	
	接客業用のもの	5
	その他のもの	8
	陳列だな、陳列ケース	
	冷凍機又は冷蔵機付きのもの	6
	その他のもの	8
	ラジオ、テレビ、テープレコーダー、その他音響機器	5
	冷房用又は暖房用機器	6
	冷蔵庫、洗濯機、その他の電気又はガス機器	6
	室内装飾品	
	主として金属製のもの	1.5
	その他のもの	8
	食事又は厨房用品	
	陶磁器製又はガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	電子計算機	
	パーソナルコンピューター	4
その他のもの	5	
複写機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの	5	
テレタイプライター及びファクシミリ	5	
電話設備その他の通信機器		
デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6	
その他のもの	10	
看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
	その他のもの	
	主として金属製のもの その他のもの	10 5
容器及び金庫	金庫	
	手さげ金庫 その他のもの	5 20
理容又は美容機器		5
医療機器	レントゲンその他電子装置を使用する機器	
	移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
	その他のもの	6
	歯科診療用ユニット	7
その他	映画フィルム（スライドを含む）、磁気テープ、レコード	2
	自動販売機	5

課税標準の特例を受ける資産

下記償却資産については、課税標準について特例（軽減）の適用が受けられます。なお、この他にも特例がありますので、地方税法を確認のうえ詳細については、税務課資産税グループにお問い合わせください。

適用条項	特例適用事業者	対象となる資産	適用期間及び条件	特例率
第349条の3第3項	一般ガス導管事業者等	新設した一般ガス導管事業用の償却資産	最初の5年間 次の5年間	1/3 2/3
第349条の3第4項	農業協同組合、中小企業等共同組合等	農業協同組合等が取得した共同利用機械等	最初の3年間	1/2
法附則第15条第2項第1号	公害の危害防止設置者等	水質汚濁防止法による特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設	～H32.3.31	1/3
法附則第15条第2項第2号		大気汚染防止法による指定物質排出施設から排出又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設		1/2
法附則第15条第2項第3号		ごみ処理施設		1/2
法附則第15条第2項第4号		一般廃棄物の最終処分場		2/3
法附則第15条第2項第5号		産業廃棄物処理施設 石綿が含まれている産業廃棄物の処理の用に供する産業廃棄物処理施設		1/3 1/2
法附則第15条第2項第6号		公共下水道の利用者が設置した除外施設		3/4
法附則第15条第32項第1号イ	再生可能エネルギー発電設置者等	再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けた自家消費型の太陽光発電設備	最初の3年間 H28.4.1～ H32.3.31	1/2
法附則第15条第43項	中小事業者等	中小企業者等が「中小企業等経営強化法」の施行日以降に取得した一定の要件を満たす機械装置、工具（測定・検査工具）、器具備品、建物附属設備	最大3年度分 ～H31.3.31	1/2
法附則第15条第47項	中小事業者等	中小企業者等が「生産性向上特別措置法」の施行日以降に取得した一定の要件を満たす機械装置、工具（測定・検査工具）、器具備品、建物附属設備	最初の3年間 ～H33.3.31	0

※この表は抜粋です。これ以外でも特例に該当する資産がある場合は申告してください。

※なお、特例内容については、平成30年11月14日現在のものです。

地方税と国税の主な違い

償却資産に対する課税について、国税と比較すると次のとおりです。

項目	地方税の取扱い (固定資産税)	国税の取扱い (法人税・取得税)
償却計算の基準日	賦課期日 1月1日	事業年度 (決算期)
減価償却の方法	定率法適用 ※法人税等の旧定率法で用いる減価率と同様	定額法・定率法の選択制 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得された建物は旧定額法 ※定率法選択の場合 平成19年4月1日以降に取得された資産は、「定率法」を適用 平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用
前年中の新規取得資産	半年償却 (1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません	認められます
特別償却、割増償却	認められません	認められます
増加償却	認められます	認められます
陳腐化償却	認められます	認められます
少額減価償却資産の即時償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
評価額の最低限度	取得価格の5/100	備忘価額 (1円)
改良費 (資本的支出)	区分評価	原則区分評価、一部合算も可